

家庭系ごみ処理有料化に向けた 基本方針（案）

令和7年12月
小野市

目次

1.	はじめに.....	1
2.	ごみ処理の現状	1
3.	ごみ処理の課題	5
(1)	長期的・安定的なごみ処理体制の構築.....	5
(2)	ごみの減量化と資源化.....	5
(3)	負担の公平性	5
4.	家庭系ごみの有料化.....	6
(1)	家庭系ごみの有料化とは	6
(2)	家庭系ごみ有料化の目的	6
5.	家庭系ごみ有料化の制度内容（案）	9
(1)	有料化対象品目	9
(2)	手数料負担の仕組み	9
(3)	指定ごみ袋の種類、価格、形状、販売方法	10
(4)	手数料の減免	12
(5)	手数料の使途	12
6.	家庭系ごみ有料化の実施時期について	12
7.	円滑な実施に向けた取り組み	13
(1)	市民への周知啓発の徹底	13
(2)	不法投棄・不適正排出対策.....	13
(3)	減量化・資源化推進のための併用施策.....	14

1. はじめに

本方針は、家庭系ごみ有料化に向けた本市のごみ処理の現状及び課題、家庭系ごみ有料化の概要、制度内容、スケジュール等を取りまとめたものであり、広く市民・事業者の皆様の見解を伺いながら制度内容を「家庭系ごみ有料化実施計画」として策定しようとするものです。

2. ごみ処理の現状

① ごみの排出量

市で処理するごみ（一般廃棄物）は、家庭から生じる「家庭系ごみ」と事業活動から生じる「事業系ごみ」に分けられます。本市における過去 10 年間の家庭系ごみと事業系ごみを合計したごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移は、表 1 のとおりです。

本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、かつては兵庫県平均を下回っていたものの、近年は県平均を上回る値で推移しています（表 1）。1 人 1 日当たりのごみ排出量を県内 41 市町と比較すると、平成 20 年代は概ね県内でも上位から中位に位置し、比較的排出量が少ない状況でした。しかし、年々順位が悪化し、令和 5 年度においては、1 人 1 日あたり 855 g/人・日と、県内 41 市町中 24 位となっています（表 2）。

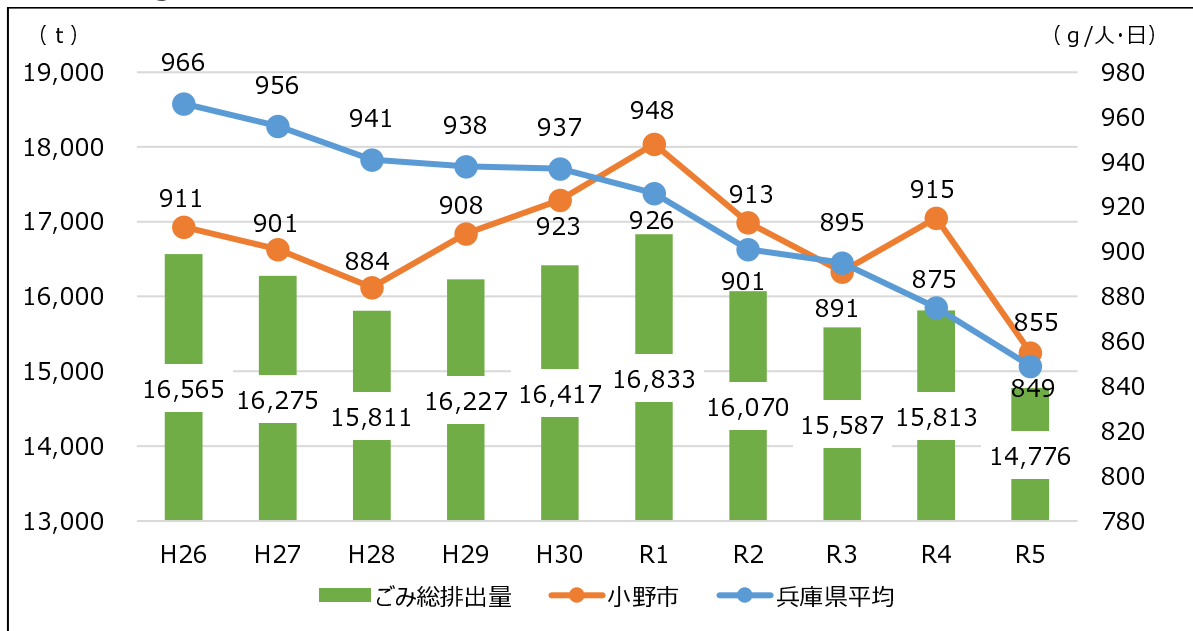


表 1 ごみ総排出量及び 1 人 1 日あたりごみ排出量の推移

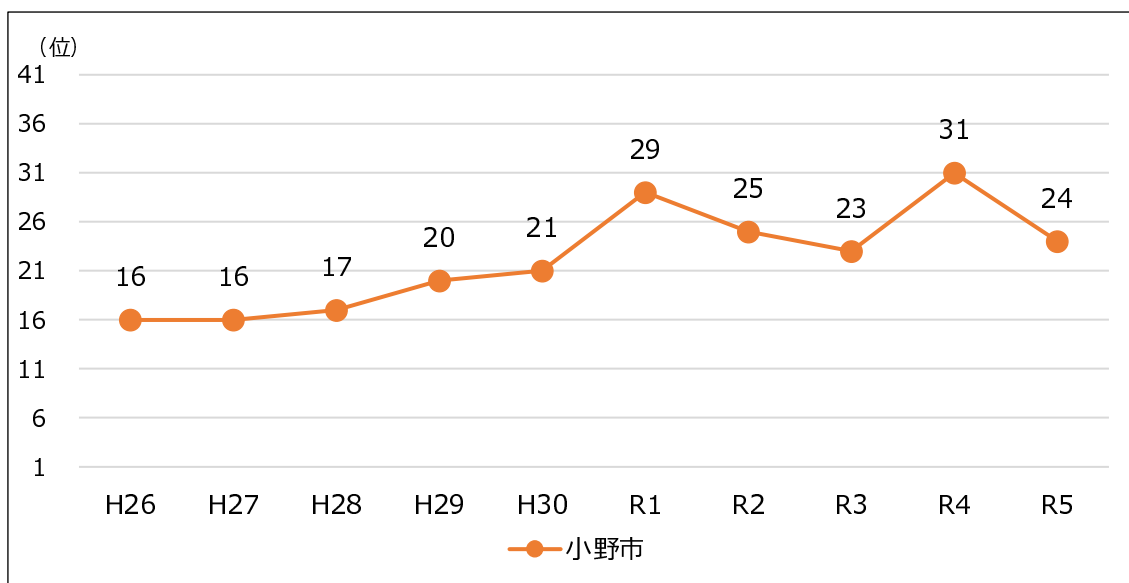


表 2 県内 41 市町における本市の 1 人 1 日あたりごみ排出量の順位推移

また、家庭系ごみ（資源ごみを除く）における過去 10 年間の 1 人 1 日当たりの排出量の推移は、表 3 のとおりです。

本市の 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、兵庫県平均を大幅に上回る値で推移しています。また、表 4 のとおり、県内 41 市町と比較すると、平成 20 年代前半は概ね県内でも中位から低位の排出量でしたが、年々順位が悪化し、令和 4 年度においては、1 人 1 日あたり 593 g/人・日と、県内ワーストの 41 位であり、令和 5 年度においても、1 人 1 日あたり 541 g/人・日と、県内 41 市町中 36 位（ワースト 6 位）となっています。

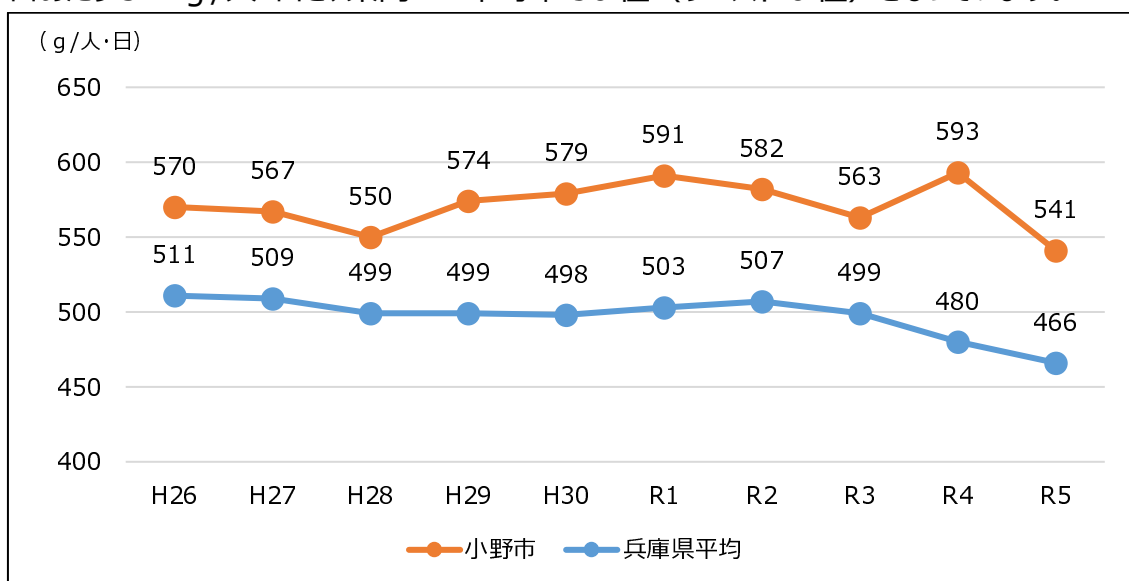


表 3 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量の推移

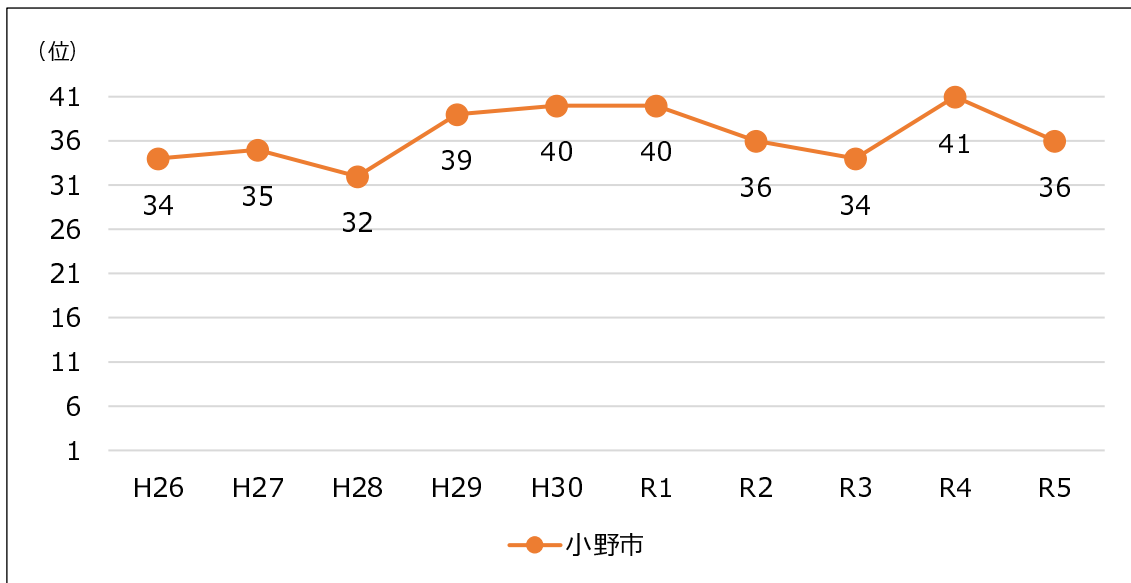


表 4 県内 41 市町における本市の 1 人 1 日あたり家庭ごみ排出量の順位推移

② 資源化量

令和 5 年度の資源化量（集団回収量＋資源ごみ量）は、1,028 t で、平成 26 年度の約 6 割にまで落ち込んでいます。特にコロナ禍において集団回収活動が制限されたことで大きく減少し、その後も十分に持ち直していない状況にあります。

資源化量の減少に伴い、リサイクル率（資源化量/ごみ総排出量）も低下しています。平成 26 年度の 11.3% に対して、令和 5 年度は 7.0% と県内ワーストの 41 位であり、長期的に減少傾向が続いています。

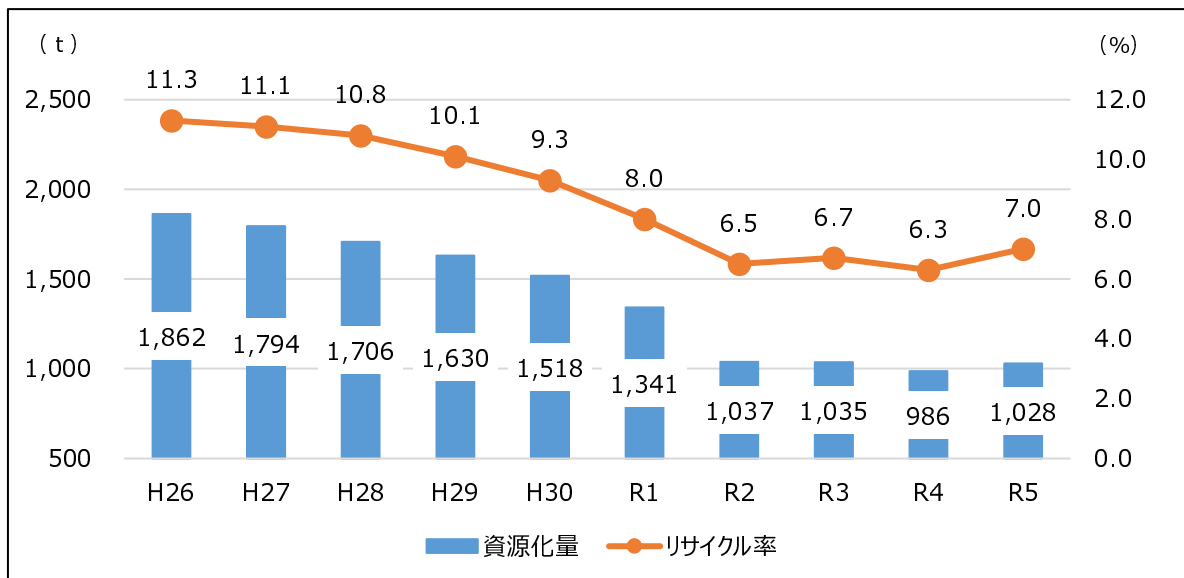


表 5 資源化量及びリサイクル率の推移

③ ごみ処理経費

令和 5 年度のごみ処理に係る費用は 4 億 3,814 万円となっており、令和元年度以降、最終処分場の第 2 期埋立地改修工事や小野クリーンセンターの延命化工事施工の影響を受け、増減を繰り返しながら、全体としては増加傾向にあります。

また、小野市、加東市、加西市（以下「構成市」という。）で構成する小野加東加西環境施設事務組合が運営する小野クリーンセンターは、小野市で排出されるごみの 90% 超を処理しており、ごみ経費全体の 3～5 割は、小野クリーンセンターの負担金（構成市が小野クリーンセンターの運営に関し支出する費用）が占めています。構成市の小野クリーンセンター負担金は、均等割：10%、人口割：10%、ごみ搬入実績割：80%により算定されていることから、ごみの搬入量が、小野市のクリーンセンター負担金の額に大きく影響しています。

(単位：千円)

	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ処理費用	364,332	487,637	658,512	370,502	438,143
内、小野クリーンセンター負担金	190,970	192,497	191,842	200,466	244,941

表 6 ごみ処理費用の推移

④ ごみの組成

可燃ごみの種類組成（過去 5 年間平均）をみると、紙、布類が 46.4%で最も多く、次いで、ビニール類が 30.5%、木くず類が 8.5%等となっています。

なお、可燃ごみの中には、水分が約 4 割と多く含まれた状態であることに加え、資源化可能な紙類も混入していることが考えられることから、水切りの徹底や更なる分別促進により、ごみの減量化・資源化を図ることができます。

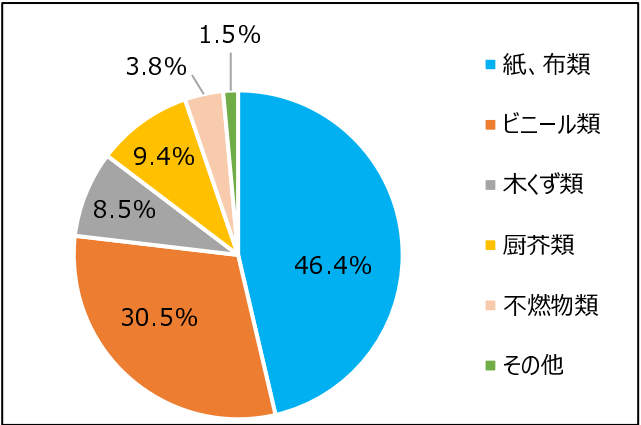


表 7 可燃ごみの種類組成

4

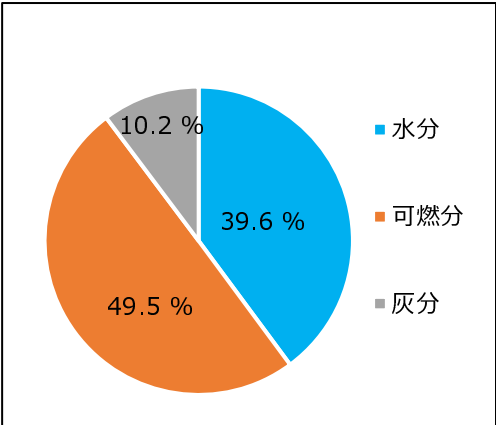


表 8 可燃ごみの三成分

3. ごみ処理の課題

(1) 長期的・安定的なごみ処理体制の構築

ごみを収集・処理するためには、多額の経費が必要です。特にごみを処理するための施設である小野クリーンセンターは、平成元年に供用を開始し、稼働から 36 年が経過しています。施設を適切に管理運営し、安定的なごみ処理を行うためには、施設修繕や延命化工事などに多額の費用が必要です。近年の資材価格や人件費の上昇を鑑みると、経常的なごみ処理費用は今後も増加するものと見込まれます。

また、小野クリーンセンターの老朽化に伴い、令和 6 年度より構成市で協力しながら、市が所有する浄谷黒川丘陵地内に新ごみ処理施設を整備する事業に取り組んでいるところです。新ごみ処理施設の建設や将来の小野クリーンセンターの解体費も含めた事業費は、現時点で約 300 億円と推定しており、新ごみ処理施設整備に係る国交付金の最大限の活用や、ごみの減量による小野クリーンセンター負担金の減額などによる、市の財政負担軽減の取組みが必要となっています。

(2) ごみの減量化と資源化

近年、資源循環型社会や低炭素社会の実現に向けて、ごみの排出抑制・資源化は重要な課題となっています。

本市においても、「小野市ごみ処理基本計画」において、「減らそうごみ、活かそう資源 みんなで築く循環型社会 ～循環型社会に向けた未来への一歩 Challenge to change～」を基本理念に、様々な施策に取り組んで参ります。本市の現状としては、ごみの総排出量及び 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、物価高騰による買い控えの影響もあってか、近年は減少傾向が見られます。しかし、依然として兵庫県平均を上回っており、家庭系ごみ排出量は兵庫県平均を大幅に上回っています。また、リサイクル率は年々悪化していることを踏まえると、ごみの減量化と資源化は、本市において、喫緊の課題と言えます。

小野市ごみ処理基本計画に掲げる令和 17 年度の目標数値である「1 人 1 日あたりごみ総排出量 791 g/人・日」及び「リサイクル率 16.9%」等を達成するために、今後、ごみの減量化・資源化を推進する効果的な施策に取り組んでいく必要があります。

(3) 負担の公平性

家庭から排出されるごみのうち、小野クリーンセンターへ直接搬入されるごみを除き、地域

のステーションで回収されるごみについては、処理費用の全てを税金で賄っています。市民にとって排出量に応じた費用負担となっていないため、ごみの減量化に取り組んでいる市民には不公平感が生じていると考えられます。

ごみ排出量に応じた処理費用の負担を市民に求めることで、負担の公平性を図るためには、ごみの減量と資源化の推進を積極的に取り組んだ市民については、負担が軽減される仕組みづくりが必要です。

4. 家庭系ごみの有料化

(1) 家庭系ごみの有料化とは

「家庭系ごみの有料化」とは、家庭からごみを出す際に、ごみ処理費用が上乗せされた有料の指定ごみ袋を使用することにより、ごみの排出量に応じて、ごみ処理手数料を排出者に負担いただくものです。

(2) 家庭系ごみ有料化の目的

- ・有料化を実施しない場合、新ごみ処理施設整備費の一部が国交付金の対象外に。小野市が負担する事業費が 20 億円程度増加する見込み。
- ・ごみの減量、資源化の促進。
- ・ごみ処理費用負担の公平性確保。

本市のごみ処理は主に、小野クリーンセンターにおいて行っています。小野クリーンセンターの老朽化に伴い、現在、構成市が協力して新ごみ処理施設の整備に取り組んでいるところです。

小野クリーンセンターの焼却能力は、1 日当たり 165 トンですが、令和 6 年度に策定した新ごみ処理施設の基本構想では、焼却能力を 1 日当たり 98 トンと試算しています。しかし、本市が家庭系ごみの有料化を実施しない場合、国の交付金の一部が交付されないことが見込まれています。建設コストの高騰が続いている状況において、「地域に親しまれ、開かれた施設」という基本理念に基づいた新ごみ処理施設を、財政負担を抑制しながら整備し、長期的・安定的なごみ処理体制を構築する必要があります。

また、構成市が歩調を合わせ一体となった施設整備が求められているところですが、加東

市及び加西市は、既にごみの有料化に取り組んでおり、ごみの減量も進んでいます。一方、とりわけごみの排出量が多い本市においては、更なるごみ減量化の取り組みが必要な状況となっています。（表 9）

このような状況の中、家庭系ごみの有料化は、ごみの減量化や資源化率の向上などを目的として、既に全国では約 7 割の自治体が、県内では 4 割以上の自治体（41 市町のうち、18 市町）が導入済みであり、その効果が認められています。本市としても、家庭系ごみ有料化は、ごみの一層の減量化、資源化に向けて取り組むべき重要な施策と捉えており、市民の分別に対する意識を高め、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保することも目的に、導入に向けた取り組みを本格的に進めます。

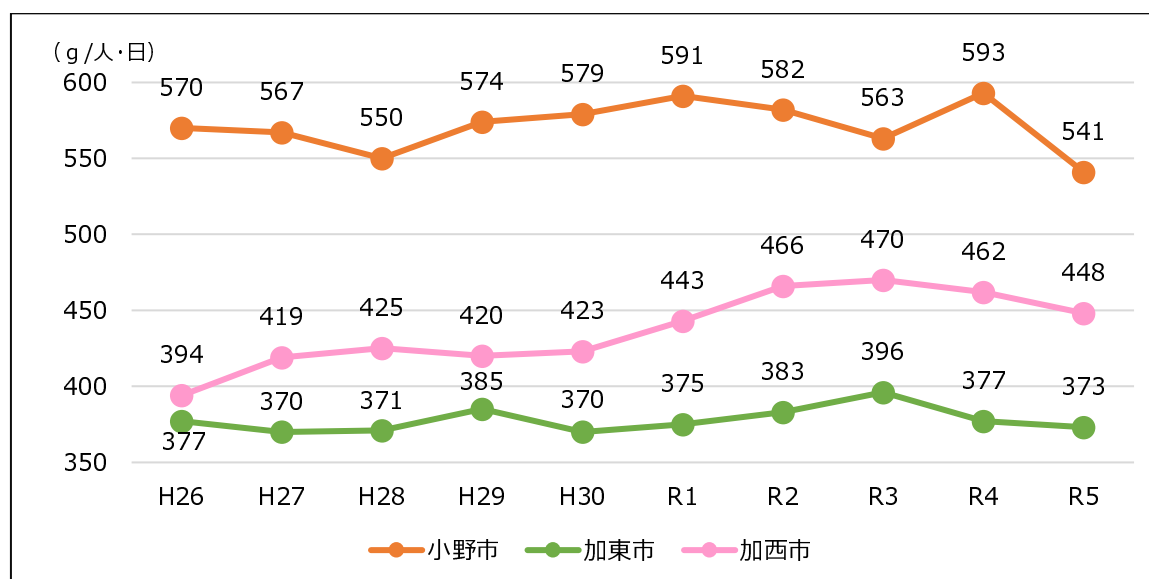


表 9 構成市における 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

① ごみ処理経費の削減、将来世代への負担軽減

新たなごみ処理施設整備に当たっては、国の交付金の活用を予定しています。ごみ有料化を実施しない場合、ごみの減量に取り組んでいないことで過大な処理能力と判断される部分が交付金の対象外となり、小野市が負担すべき事業費が 20 億円程度増加するものと見込んでいます。

また、一般的にごみ有料化の実施により、ごみ袋の価格に応じたごみの減量効果が期待されます。引き続き、構成市によるごみの広域処理が予定されていますが、前述のとおり、本市が負担するごみ処理施設に係る負担金は、主に施設に搬入するごみの量に応じて決定

されるため、ごみ排出量を少なくできれば、新ごみ処理施設の整備費用だけでなく、維持管理に係る負担を将来にわたって削減することができます。

加えて、経済負担のほかにも、環境負荷の低減や地球温暖化の防止にも繋がり、本市の豊かな自然環境を将来の世代につないでいくことが可能になります。

② 減量化・資源化の一層の推進

家庭から排出されるごみには、正しく分別すれば「資源物」となるごみが含まれています。家庭系ごみ有料化の導入により、ごみの分別意識が高まり、可燃ごみの減量や資源ごみの一層の分別排出が進むといった効果が期待できます。

また、家庭からなるべくごみを出さないようにする発生抑制の意識が高まり、生ごみの水切りや、調理くずが出ない工夫などが期待されます。

③ 負担の公平性の確保

現在、ごみ処理に要する経費は、一律に税金で賄っており、ごみの排出量の多寡に関わらず、同様に負担していただいています。結果、ごみ処理に対する無関心を助長する一因になるとともに、費用負担の公平性が保たれていない状態にあります。

有料化を実施することで、ごみをたくさん排出する人の負担は大きく、減量に努める人の負担を小さくすることで、負担の実質的公平性を確保し、更にごみの減量や分別・資源化の徹底に取り組む意欲の向上を図ります。

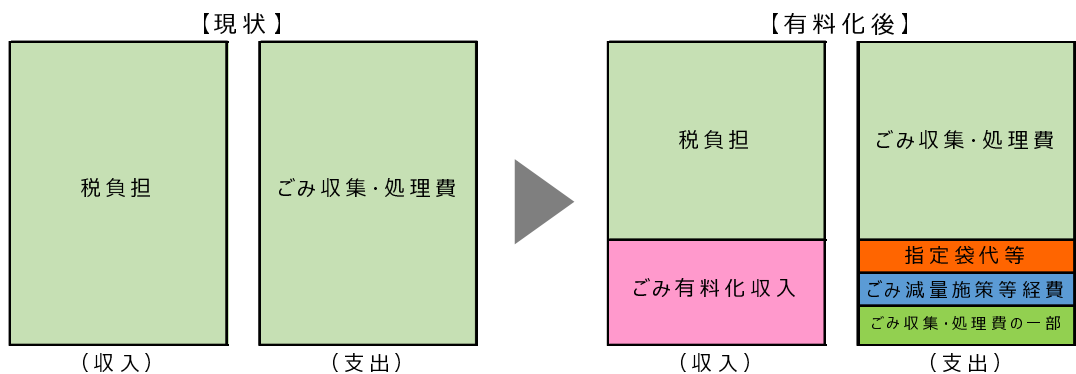


表 10 有料化による家庭系ごみの処理費等の負担イメージ

5. 家庭系ごみ有料化の制度内容（案）

（1） 有料化対象品目

有料化の対象：家庭から排出される「可燃ごみ」

有料化の対象は、家庭から排出される「可燃ごみ」とします。

ごみの減量、分別の促進、負担の公平化という観点では、すべての分別品目で有料化すべきであり、県内においても複数の分別品目を有料化している自治体も存在します。

しかしながら、本市においては、新ごみ処理施設整備に利用する国の交付金を最大限活用することを目指していることに加え、市民の負担感や受容性に配慮し、家庭系ごみの8割以上を占める「可燃ごみ」を有料化の対象品目とします。

それ以外の品目を排出される場合や、アパート等の賃貸住宅によっては、独自に一般廃棄物収集運搬許可業者に有料で処理を依頼されている場合は、有料化の対象とならず、従来どおり排出いただけます。

（2） 手数料負担の仕組み

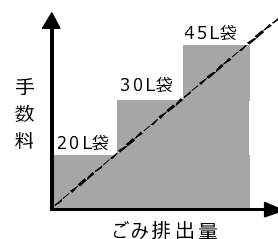
手数料体系：ごみ量に応じてごみ袋を購入いただく「排出量単純比例型」
手数料の納入：指定ごみ袋を店舗で購入いただくことで、手数料を徴収・納入

① 手数料の賦課方式

手数料の賦課方式は、「排出量単純比例型」を採用します。

有料化の目的の一つは「ごみの減量と資源化の推進」であることから、市民にとって分かりやすく、最も効果が期待できる方式が望ましいと考えます。全国の家系系可燃ごみの有料化を実施している自治体の約9割が導入し、ごみの排出に使用するごみ袋の枚数や大きさに応じてごみ処理手数料を負担いただく制度となります。

排出量単純比例型のイメージ



② 手数料の徴収・納入方法

手数料の徴収・納入方法は、「指定ごみ袋制」とします。

指定ごみ袋制は、ごみを排出される際に市が指定したごみ袋を利用いただく制度で、ご

み袋の購入代金が有料化によるごみ処理手数料となります。市民にとって取り扱いが容易で、ごみ減量の効果が実感しやすく、負担の公平性が確保される徴収方法であるとともに、ごみ袋のデザイン等により、有料化対象のごみであることが容易に判別することができます。

(3) 指定ごみ袋の種類、価格、形状、販売方法

サイズ：45ℓ（大）、30ℓ（中）、20ℓ（小）の3種類

価格：大サイズ 25 円/枚、中サイズ 15 円/枚、小サイズ 10 円/枚

販売方法：10 枚 1 セットとし、スーパー等の店舗で販売予定

形状：形状、厚み、素材、デザイン等は、今後、詳細を検討

① ごみ袋の種類

指定ごみ袋は、45 ℓ、30 ℓ、20 ℓの3種類とします。

指定ごみ袋の種類については、各世帯がごみの排出量に適した大きさの袋を選択できるよう、複数の容量を用意することが適当です。容量の小さいごみ袋を利用するほど費用負担が少なくなることから、ごみ減量化に対する動機付けが働くよう考慮する必要があります。

指定ごみ袋の種類は、ごみの共同処理をおこなう加東市、加西市と足並みを合わせた、45 ℓ（大）、30 ℓ（中）、20 ℓ（小）の3種類とします。

② ごみ袋の価格

1 ℓあたり 0.56 円程度とし、45 ℓが 25 円/枚、30 ℓが 15 円/枚、20 ℓが 10 円/枚をベースに検討します。

ごみ袋（手数料）の料金設定については、環境省作成の「一般廃棄物処理有料化の手引き」で、考慮する事項としてごみの排出抑制と減量効果、市民の受容性、周辺市町村の料金水準を挙げています。

全国的には、表 11 のとおり、1 ℓ＝約 1 円が平均的な水準ですが、北播磨地域において既に家庭系ごみ有料化を実施している自治体（4 市町）については、表 12 のとおり、1 ℓあたり 0.56～0.78 円の水準です。本市においては、表 13 のとおり県下最低水準である 1 ℓあたり 0.56 円程度を原則に検討し、10 枚を 1 セットで販売します。

	45L（大）	30L（中）	20L（小）
1 枚当たり価格	25 円	15 円	10 円
販売価格（10 枚）	250 円	150 円	100 円

地方	新規導入 市町村数	1Lあたりの 平均単価
北海道	8	1.82
東北	9	1.03
関東	14	1.5
中部	12	0.91
近畿	8	0.84
中国	4	0.73
四国	2	0.41
九州・沖縄	6	0.62
全国	63	1.11

表 11 平成 22 年度から平成 30 年度に有料化を行った地方別市町村数及び平均単価

自治体名	45L袋 の価格	1Lあたりの 単価
加東市	30円	0.67円
加西市	25円	0.56円
西脇市	35円	0.78円
多可町	35円	0.78円
平均	31.3円	0.7円

表 12 北播磨地域有料化実施自治体における指定袋価格及び単価

大袋 1 枚 価格水準	団 体 名	大袋 1 枚価格	1L 当たり価格
5 0 円 ～	養父市	6 0 円	1.33 円
	朝来市	6 0 円	1.33 円
	豊岡市	5 2 円	1.16 円
	香美町	5 0 円	1.11 円
	新温泉町	5 0 円	1.11 円
4 0 円 ～ 4 9 円	相生市	4 6 円	1.02 円
	丹波篠山市	4 5 円	0.90 円
	淡路市	4 4 円	0.98 円
	洲本市	4 0 円	1.14 円
	丹波市	4 0 円	0.89 円
	佐用町	4 0 円	0.89 円
3 0 円 ～ 3 9 円	西脇市	3 5 円	0.78 円
	多可町	3 5 円	0.78 円
	上郡町	3 5 円	0.78 円
	南あわじ市	3 3 円	0.73 円
	加東市	3 0 円	0.67 円
～ 2 9 円	宍粟市	25.3 円	0.56 円
	加西市	2 5 円	0.56 円
平 均		41.4 円	0.93 円

表 13 兵庫県下有料化実施自治体における指定袋価格及び単価

③ 販売方法

指定ごみ袋の販売方法は、日常生活において容易に購入でき、地区ごとにバランスのとれた取扱店の配置も重要であることから、市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、小売店や近隣市の取扱店で販売ができるように検討します。

④ 袋の形状等

指定ごみ袋の形状、素材、色や表示する内容など仕様の詳細については、今後検討を進めます。

(4) 手数料の減免

減 免：近隣市町の状況等により、今後、詳細を検討

家庭系ごみ有料化の実施に当たり、既に家庭系ごみ有料化を実施している近隣市町の状況や公平負担の原則、本市の他施策との均衡を加味した上で、減免措置の内容を検討します。

(5) 手数料の使途

使 途：ごみ処理経費、指定ごみ袋の製造等に活用

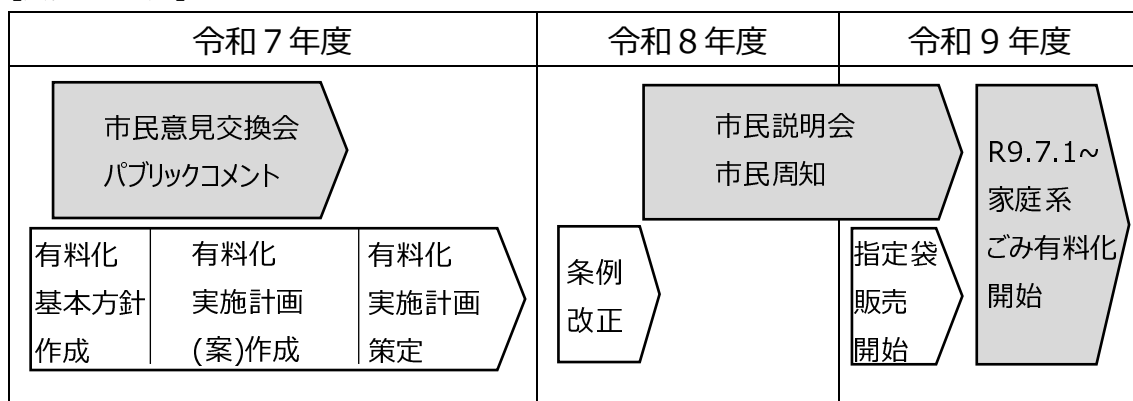
手数料収入は、ごみ処理経費、ごみの減量化・資源化、リサイクルの促進、周知啓発活動に用いる他、指定ごみ袋の製造及び流通などの制度運用費用の財源として活用します。

6. 家庭系ごみ有料化の実施時期について

実施時期：令和 9 年 7 月から実施予定

市民の皆様にご理解とご協力いただくための制度の目的や内容を説明する期間を設ける必要があること、指定ごみ袋の製造など家庭系ごみの実施に向けた十分な準備期間が必要であることから、実施時期については、令和 9 年 7 月を目途として取り組んでいきます。

【スケジュール】



7. 円滑な実施に向けた取り組み

(1) 市民への周知啓発の徹底

家庭系ごみ有料化の導入を円滑に進めるためには、有料化の目的や仕組み等に対する市民の理解、有料化及び廃棄物行政に対する市民の協力が不可欠です。そのため市民への情報提供等により、制度導入の背景や目的について十分に説明し周知徹底を図ります。

① パブリックコメントの実施

本方針の策定後、家庭系ごみ有料化の詳細を定めた実施計画の策定に向けて、市民の意見や要望を計画に盛り込むため、パブリックコメントを実施し、市民の意向を確認します。

② 広報紙やホームページ等による情報提供

広報、回覧、ホームページでの周知の他、市公式 LINE を始めとした SNS 媒体による発信により、ごみの減量化・資源化の推進とともに情報の提供を行います。

(2) 不法投棄・不適正排出対策

家庭系ごみ有料化の導入により懸念される課題として、不法投棄の増加や指定ごみ袋以外の不適正排出ごみの発生が考えられます。

① 不法投棄対策

本市においては、平成 27 年 9 月に「不法投棄を許さない都市宣言」を行っており、安全安心パトロール隊によるパトロールを行っているところですが、家庭系ごみ有料化の導入に

併せ、パトロールの強化を図ります。不法投棄は犯罪であることから、投棄者の特定等適切な対策を行います。

② 不適正排出対策

決められたごみの排出ルールを守っていただくため、広報紙やホームページによる情報提供、ルール違反ごみの取り残し等、きめ細やかな対応や十分な情報提供を行います。

(3) 減量化・資源化推進のための併用施策

家庭系ごみの減量化・資源化の拡大を図っていくためには、有料化だけではなく、その導入に併せて、市民のごみ減量行動を促進する効果的な施策を調査・検討します。